北 九 州 市 長　　**北 橋　健 治**　様

北九州市教育長　　**田 島　裕 美**　様

2022 年８月１日

日本共産党北九州市会議員団

団　　長　荒　川　　徹

副 団 長　藤　沢　加　代

幹 事 長　山　内　涼　成

政調会長　大　石　正　信

議　　員　高　橋　　都

議　　員　出　口　成　信

議　　員　伊　藤　淳　一

議　　員　永　井　　佑

新型コロナウイルス感染症「第７波」の感染急拡大から市民のいのちを守るための対策に関する申し入れ

市長並びに本市行政の各部署の担当者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス禍への対応のための昼夜を分かたぬご尽力に、心より敬意を表します。

さて、７月中旬以降「第７波」の感染急拡大で、一日あたりの感染確認が過去最多を更新する状況が続いており、クラスター発生や死亡発表も相次いでいます。

感染「第６波」では、医療ひっ迫により救急搬送困難事例が多発するとともに、高齢者の死亡が急増したことを受け、４月 15 日にわが党は「第７波の感染拡大を招かない対策」を求める要請を行ったところですが、コロナ患者の医療はもとより、通常医療にも支障をきたす事態を何としても回避しなければなりません。

夏休みに入り、公共施設の利用をはじめ多人数が集まる場面が増え、お盆の帰省シーズンも近づいているなか、さらなる感染拡大が懸念されます。

こうした状況に対し、市民のいのちを守るために、本市として早急に以下の対策をとることを強く要請致します。

なお、それぞれの要請事項に関して本市の見解や、予定を含めて取り組みの状況を８月10 日までに文書にてご回答いただきますようお願い致します。

記

１．PCR 等検査の拡充について

（1）高齢者等への感染を防御するために、医療機関、高齢者施設、障害者施設などで、

頻回 PCR 検査を行うこと。その費用については全額国が負担するよう政府に要請すること。

（2）検査・保護によって新規感染者数をできる限り抑制するために、希望する人はいつでも受けられるよう無料 PCR 検査体制を抜本的に強化すること。

（3）風邪症状がある場合などにおいて積極的に活用できるよう、抗原検査キットを事業所、学校、保育所などを通じて市民全体に配布し、その費用は全額国が負担するよう政府に要請すること。

（4）濃厚接触者となった医療従事者、介護職員、福祉職員等、エッセンシャルワーカーが業務を続けるために行う検査は、全額国が負担するよう政府に要請すること。

2. 保健所機能の抜本的な強化について

（1）保健所の正規・常勤職員の人員増、施設・設備の拡充をはかること。そのために必要な財政支援を行うことを政府に求めること。

（2）２年以上にわたって保健所のひっ迫状態が解消されないまま、より大きな感染の波が起きており、役所の他の部署からの応援では限界になっているため、市内での保健所の複数設置を含めて、抜本的な体制強化に取り組むこと。

3. ワクチン接種の安心・安全、迅速な実施について

（1）感染が拡大している中・若年層のワクチン３回目接種のいっそうの促進のため、ワクチン接種の安全性、必要性、及び有効性について、効果的な情報発信を行うこと。5 歳から 11 歳までのワクチン接種の取り組みを、抜本的に強化すること。

（2）４回目のワクチン接種について、その有効性、安全性の情報提供を行うこと。３回目の接種から５か月経過した人が、速やかに４回目接種を受けることができるよう、手立てを尽くすこと。医療従事者、介護職員等に加え、必要とする人が、安全・迅速に４回目の接種を受けられるよう体制をとること。政府に対し、必要なワクチンの安定的で十分な量の供給を強く求めること。

（3）ワクチンに対する信頼を高めるためにも、接種後の副反応や有害事象について、市として市民の相談に懇切に対応すること。政府に対して原因の徹底究明を行うとともに、因果関係が明確に否定される事例以外は、速やかに補償・救済を行うなど、健康被害への救済制度を改善するよう求めること。

4. 医療体制の拡充、医療・介護・福祉の現場への支援について

（1）二次感染防止と早期治療のために、発熱外来の体制をさらに強化すること。そのための財政的措置、臨時検査センター設置と医師・看護師の派遣など、必要なあらゆる手だてを講ずること。

（2）陽性者への保健所からの最初の連絡（ファーストタッチ）を、迅速に行うこと。自宅にて療養している陽性者が、期間中安心して過ごすことができるよう、体調の

変化をきたした場合、休日及び夜間を含めて確実に医療につながる対策をとること。そのための往診又はオンライン診療の体制を充実すること。

（3）体調不良や健康不安を感じた濃厚接触者のために、休日及び夜間を含めて確実に医療につながるよう対策をとること。

（4）コロナの病床使用率が急上昇しており、いのちを守るために、福岡県と連携して速やかに臨時的医療施設を設置し、医師・看護師の確保・派遣を早急に強化すること。

（5）発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、回復者の療養、後方支援医療、救急医療など、地域医療機関の全体の強化と連携が緊急に求められており、新型コロナ対応に限定せず、医療機関への財政支援を強化するよう、政府に強く求めること。

（6）パルスオキシメーターのストックを大幅に増やすとともに、発熱外来等に配備して陽性が確認された人に対してはその場で貸し出せるよう改善すること。

（7）陽性者への保健所からの最初の連絡（ファーストタッチ）の際に、食料品や日用品など必要なものについて的確に把握し、一刻も早く届くよう手立てをとること。

5. 市民への注意喚起、情報提供、相談体制について

（1）感染リスクの高い場所や場面について具体的に示すなど、一人一人の市民が感染から身を守るうえで有効で、的確な情報提供を行うこと。

（2）感染防止対策としてきわめて重要であるとされる換気について、その重要性と効果的な方法について、すみやかに社会全体、各業界、各機関に周知徹底すること。

（3）政府に対し、換気に関する「介護現場における感染防止対策の手引き」や業種別ガイドラインを速やかに改善し、周知徹底するよう求めること。合わせて、事業者に対して、換気設備や資材への財政的支援を行うよう求めること。

（4）夏の帰省・観光について、どのような対策を講ずるのか、専門家や医療関係者の知見をふまえて、本市の方針を示すこと。

（5）「新型コロナウイルス相談ナビダイヤル」の回線数を増やすとともに、対応するスタッフを増員して、相談体制を拡充すること。

6. 空港検疫を抜本的に強化するなど、水際対策を徹底するよう政府に要請すること

以上、申し入れます。